

令和元年7月8日  
公益社団法人北海道観光振興機構

「体験型観光受入整備・ブランド力向上事業」企画提案の募集について

当機構では、アウトドアの好適地である北海道のブランド力向上を図り、滞在型観光を推進するため、標記事業を実施することになりましたので、次のとおり委託業務に関わる企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名  
令和元年度 体験型観光受入整備・ブランド力向上事業
2. 事業目的  
本道の体験型観光のうちアウトドアに注力し、アウトドアの旅先としての北海道のブランドイメージ構築を目指す。
3. 事業概要  
別紙「企画提案指示書」のとおり。
4. 参加方法  
事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案指示書」をお読みいただき、期日までに事業への参加表明をご提出ください。
5. 今後のスケジュール（予定）

|               |                |
|---------------|----------------|
| 7月23日（火）17:00 | 参加表明締切         |
| 7月30日（火）17:00 | 企画提案書の提出期限     |
| 8月2日（金）14:00  | 審査会（プレゼンテーション） |
| 8月7日（水）以降     | 契約締結・業務実施      |
6. 問合せ先  
060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
誘客推進本部 国内誘客部  
TEL 011-231-5881（部直通）  
伴久（h\_ban@visithkd.or.jp）、石橋静枝（ishibashi@visithkd.or.jp）

## 体験型観光受入整備・ブランド力向上事業 企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

### 1. 事業目的

本道の体験型観光のうちアウトドアに注力し、アウトドアの旅先としての北海道のブランドイメージ構築を目指す。

### 2. 実施期間

令和元年8月7日（水）～令和2年3月19日（木）

### 3. 実施対象

道内・道外の一般消費者、特にライトアウトドアを好む層

### 4. 業務内容

#### (1) 情報誌による情報発信

##### ① 制作物名・仕様・部数

A4冊子『Real being』30,000部 在版（20P）を利用し、一部改訂して制作する。

##### ② 改定内容

（ア）4ページ追加し、ライトアウトドア市場向けのコンテンツを増やす。

（イ）アウトドア資格者と特徴的な体験例を紹介する。

##### ③ 配布先

旅行博イベント、アウトドアショップ店頭、交通要所等、道内外のライトアウトドア市場に届くよう配布場所・時期を提案すること。特に、アウトドアの店舗数ではなく、メーカー数の増加を目指すこと。

#### (2) メディアを活用した情報発信

##### ① 対象媒体・露出量

アウトドア系の道外メディア（雑誌、ウェブなど）2社以上。紙媒体は1媒体につき最低4ページ、ウェブ記事は2本以上（『旅して体験北海道』<http://www.hokkaido-taiken.jp/>へのリンク必須）とする。

##### ② 留意点

紙媒体とウェブとの連動を意識すること。読者アンケート、ウェブからの流入など、情報収集や効果測定の仕事掛けを提案すること。

#### (3) 道内PRイベントの実施

##### ① 実施目的

ファミリー層など道内のライトアウトドア市場に、道内のアウトドア旅行を提案する。

② 開催時期

週末に1回開催。グリーンシーズンのアウトドアPRに相応しい時期を選定すること。

③ 会場

札幌市内で訴求対象が集まりやすい場所。滞留時間が長く、集客力が高い場所を選定すること。

④ 展開内容

体験型観光の疑似体験、資料等サンプリング、子供向けイベント、来場者アンケート等。

⑤ 開催告知

紙媒体、ウェブ等で告知すること。無料パブリシティも検討すること。

(4) アウトドアブランド等とのタイアップ

道内にショップを展開しているアウトドアブランド、地元のアウトドア事業者、観光関係者などとのタイアップ施策を提案すること。

(5) 体験型観光商談会の開催

① 開催目的

道内の観光事業者が持つ体験型観光メニューを旅行会社等に提供し、旅行商品の造成・販売の働きかけを行う。

① 開催日時・場所

令和元年11月の1日間 札幌市内

② 参加者

(ア) サプライヤーとして、体験型観光に取り組む事業者・自治体・観光協会等 80社以上

(イ) バイヤーとして、旅行会社・メディア等 40社以上

③ 成果調査の実施

本年度分を含めた直近3回分の参加状況（地域、カテゴリー、参加回数等）について、調査・報告すること。また、旅行会社・マスコミ等、各地域の観光事業者、各2種類のアンケートを開催直後および数ヵ月後に実施し、成約数等を調査・報告すること。

(6) 情報発信用資料の作成

PRイベント、商談会等での利用を想定し、下記の資料を作成すること。

① 納品形態

内容に応じてExcelまたはPDFデータで納品すること。また、紙の資料を補完するため、『旅して体験北海道』（<http://www.hokkaido-taiken.jp/>）にも掲載すること。

② 資料の内容

(ア) モデルコース

アウトドアや体験観光を楽しむ旅行を想定したコースとする。

『Good Day 北海道』（<https://www.visit-hokkaido.jp/>）や『北海道教育旅行サイト』

（<http://hokkaido-syuryo.com/>）に掲載されたモデルコースとは住み分けされた内容にすること。

(イ) キャンプ情報 (キャンプ場一覧、キャンピングカーレンタル一覧など)

(ウ) トレッキング情報 (おもなトレッキングコース、有資格ガイドがいる体験事業者など)

(7) 事業効果の測定

- ① 露出量を調査し、広告金額に換算すること (媒体宣伝、無料パブ、イベント協賛等)
- ② 体験事業者・旅行会社へのアンケート等

5. 事業予算上限

10,560 千円(消費税を含む)

本事業は、公益社団法人北海道観光振興機構理事会での令和元年度補正予算の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

6. 企画提案応募条件等

- (1) 複数の企業等による連合体 (以下「コンソーシアム」という。) または単独企業とする。
- (2) コンソーシアムの構成員および単独企業は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 次のいずれかに該当する者であること
    - (ア) 民間企業
    - (イ) 特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) に基づく特定非営利活動法人
    - (ウ) その他の法人、または法人以外の団体等
  - ② 暴力団団員または暴力団関係事業者に該当しない者であること。
  - ③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
  - ④ コンソーシアムの構成員が、単独企業または他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

7. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、指定の書式によりメールまたは FAX で申込すること。

(1) 申込書式

別紙のとおり

(2) 表明期限

令和元年 7 月 23 日 (火) 17 : 00

(3) 表 明 先

公益社団法人 北海道観光振興機構

誘客推進本部 国内誘客部 FAX 011-232-5064

伴久 (h\_ban@visithkd.or.jp)、石橋静枝 (ishibashi@visithkd.or.jp)

## 8. 企画提案の提出

- (1) 会社名を記載した企画提案書（A4 判縦）・捺印付見積書を 1 組、無記名の企画提案書と見積書コピーを 3 組提出すること。
- (2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (3) 当該業務の実際の担当者を記載すること。提出後に当該業務を担当できなくなった場合には、プロポーザル選定を取り消す場合がある。なお、氏名は提出する 4 部のうち 1 部のみ記入し、残り 3 部については「主任研究員」あるいは「研究員A」などといった表現を用いること。
- (4) 当該業務を実施するに当たっての体制について記入すること。
- (5) 委託業務開始から終了までの業務スケジュールを記入すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しないこととする。

## 9. 企画提出期限

令和元年 7 月 30 日（火） 17 : 00

## 10. 企画提出先

〒060-0003 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
誘客推進本部 国内誘客部 TEL 011-231-5881  
伴久 (h\_ban@visithkd.or.jp)、石橋静枝 (ishibashi@visithkd.or.jp)

## 11. 選定について

### (1) 事業者の選定方法

- ① プロポーザル方式による審査会にて事業者を決定する。企画提案内容に加え、価格についても審査基準の要素とする（価格考慮型）。
- ② 提出された提案についてヒアリングを行なう。日時及び場所は、別途通知する。
- ③ ヒアリングに参加しない事業者の企画提案書は無効とする。
- ④ ヒアリングでの追加資料の配布は認めない。

### (2) 選定基準

#### ① 業務遂行能力

北海道観光及び体験型観光の実状に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

#### ② 企画提案の目的適合性

(ア) 指示内容が十分理解されているか。

(イ) 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

(ウ) 効果的な事業内容となっているか。

③ 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

④ 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

12. 選定後について

(1) 審査結果通知

企画を提出した事業者には、審査会において決定した採否を通知する。

(2) 執行確認

事業費（委託料は）、事業終了後の実績報告書および請求書の提出をもって支払うものとする。

13. 実績報告に必要なもの

(1) 実施報告書 ハードコピー2部および電子データ（電子媒体 CD-R 1枚、USB メモリー 1本）

(2) 記事が掲載された紙媒体等の成果品 2部

(3) 情報誌の下版データ（電子媒体 CD-R 1枚、USB メモリー 1本）

14. 業務上の留意事項

(1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(2) 業務の実施に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、当該業務を担当する業務従事者において必要な権利処理を行うものとする。

(3) 印刷物ならびに成果品全般に関し、業務の遂行に当たって生じた著作権及びコンテンツの二次使用の権利等は公益社団法人北海道観光振興機構に帰属するものとし、二次使用を認めることとする。

15. その他要件

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、公益社団法人北海道観光振興機構と受託者が協議し決定する。

(2) 公益社団法人北海道観光振興機構は受託者に対して、公益社団法人北海道観光振興機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

期限：令和元年7月23日（火）17：00

FAX 011-232-5064

Email [h\\_ban@visithkd.or.jp](mailto:h_ban@visithkd.or.jp) [ishibashi@visithkd.or.jp](mailto:ishibashi@visithkd.or.jp)

（公社）北海道観光振興機構

国内誘客部 伴・石橋 宛

## 参加表明書

令和元年度 体験型観光受入整備・ブランド力向上事業

企画提案の参加を表明します。

|       |  |
|-------|--|
| 会社名   |  |
| 担当部署  |  |
| 担当氏名  |  |
| TEL   |  |
| Email |  |